

# 障がい児通所支援における人員基準及び各種加算に関する考え方について【別紙】

(令和5年3月)

福岡市こども未来局こども発達支援課

# 目次

- |   |                           |         |
|---|---------------------------|---------|
| ① | 基準の人員配置について               | P2～P9   |
| ② | 常勤・非常勤・専従・兼務について          | P10～P12 |
| ③ | 児童指導員任用資格要件について           | P13～P17 |
| ④ | 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について | P18～P19 |
| ⑤ | 資格者証と登録年月日                | P20～P20 |
| ⑥ | 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について    | P21～P26 |
| ⑦ | 福祉専門職配置等加算について            | P27～P29 |
| ⑧ | Q&A                       | P30～P34 |

# 1. 基準の人員配置について

(1) 児童発達支援(事業所)・放課後等デイサービス[主として重症心身障がい児以外を通わせる場合]

職種		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従 業 員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤
	児童指導員又は 保育士	利用者の合計数が以下の区分に応じて それぞれに定める数以上  ①障がい児の数が10までのもの  <b>2以上</b>  ②障がい児の数が10を越えるもの  2に、障がい児の数が10を越えて5又 はその端数を増すごとに1を加えて得 た数以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 1人以上は常勤</li> <li>□ 営業時間を通じて配置 (※定員を超過した場合の追加の基準人員については、サービス提供時間 を通じて配置)</li> </ul> <p>機能訓練担当職員もしくは看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担 当職員等が指定放課後等デイサービスの単位毎にその提供を行う時間帯を通 じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓 練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <u>ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければなら ない。</u></li> </ul>
	機能訓練担当職員		機能訓練を行う場合は、その時間帯のみ配置
	看護職員		医療ケアを行う場合は、その時間帯のみ配置(※)
<p>(※)医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障 害児への支援に係る報酬の取扱いについて(令和3年5月19日事務連絡)』をご確認ください。</p>			

# 1. 基準の人員配置について

(2) 児童発達支援(事業所)・放課後等デイサービス[主として重症心身障がい児を通わせる場合]

職種		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従 業 員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
	児童指導員 又は 保育士	1人以上	□ 営業時間を通じて配置
	看護職員	1人以上	□ 営業時間を通じて配置 医療的ケアの基本報酬を算定する場合は、基準の看護職員とは別の看護職員を医療的ケア児の利用時間帯を通じて配置(※)
	機能訓練担当 職員	1人以上	□ 機能訓練を行う時間帯のみ配置
<p>(※)医療的ケア児の基本報酬の算定に必要となる人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(令和3年5月19日事務連絡)』をご確認ください。</p>			

# 1. 基準の人員配置について

## (3)居宅訪問型児童発達支援 ・ (4)保育所等訪問支援

職種		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従業員	児童発達支援 管理責任者	1人以上	専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数	□営業時間を通じて配置



### POINT 訪問支援員について

訪問支援員の従業者要件は、居宅訪問型児童発達支援と保育所等訪問支援でそれぞれ異なります。

#### 居宅訪問型児童発達支援

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員  
若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員  
若しくは心理指導担当職員として配置された日以  
後、直接支援の業務に3年以上従事した者

#### 保育所等訪問支援

- ・障がい児支援に関する知識及び**相当の経験**を有  
する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法  
士又は心理指導担当職員等であって、集団生活へ  
の適応のため専門的な支援の技術を有する者

# 1. 基準の人員配置について

「営業時間を通じて配置」とは営業時間の開始時間から終了時間まで従事することをいいます。

この営業時間配置の要件は、必ずしも1人の実働時間で満たす必要はなく、複数人の実働時間の合計が「営業時間を通じて配置」する場合に求められる実働時間を超える場合にも、営業時間配置の要件を満たしているとみなします。

※なお、以下の例においては、基準人員の2人目に着目した例となっています。

<パターン1-1> 基準2人目の「営業時間配置」の要件を、1人で満たす場合

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目									8H勤務
常勤(又は非常勤)B	2人目									8H勤務

<パターン2-1> 基準2人目の「営業時間配置」の要件を、複数人で満たす場合

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目									8H勤務
非常勤B	2人目									4H勤務
非常勤C	2人目									4H勤務

<パターン2-2> 基準2人目の「営業時間配置」の要件を、複数人で満たす場合

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目									8H勤務
非常勤B	2人目									4H勤務
非常勤C	2人目									4H勤務



POINT

パターン2-2のような場合、サービス提供時間帯を網羅するように配置すること。

8H 前半と後半に分けて配置

どちらのパターンでも可

8H 特定の時間帯に集中して配置

\*主として重症心身障がい児以外を通わせる放課後等デイサービス事業所 定員10人  
営業時間11時～19時 サービス提供時間14時～18時の場合 ※休憩時間については、省略しています。

# 1. 基準の人員配置について

複数人の実働時間の合計が「営業時間を通じて配置」する場合に求められる実働時間を超えている場合、超過した実働時間分は、児童指導員等加配加算や専門的支援加算等の各種加配加算の加配加算算定可能時間としてカウントできます。

<パターン2-3> 基準2人目の「営業時間配置」の要件を、複数人で満たす場合(超過あり)

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
非常勤B	2人目				■	■	■	■	■	5H勤務
非常勤C	2人目				■	■	■	■	■	5H勤務

} 10H

パターン2-3の場合、

基準2人目に相当する複数人の実働時間の合計 (10H) - 「営業時間を通じて配置」する場合に求められる実働時間 (8H)

= 各種加配算定可能時間に算定できる時間数(2H)

なお、このとき複数人の職種がそれぞれ違う場合は、その内、最も報酬単価が高い職種の加配算定可能時間と判断します。

(例)非重心型の放課後等デイサービス事業所(10人定員)の場合、児童指導員等加配加算の報酬単価(令和5年3月時点)

加算区分	専門職員(理学療法士等)	専門職員(保育士)	児童指導員等	その他従業者
報酬単価	187単位		123単位	90単位

高い ←————→ 低い

\*主として重症心身障がい児以外を通わせる放課後等デイサービス事業所 定員10人  
営業時間11時～19時 サービス提供時間14時～18時の場合 ※休憩時間については、省略しています。

# 1. 基準の人員配置について

事業所が運営規程において定める利用定員を超過した利用者を受け入れする場合、更に基準人員を配置する必要があります。この定員を超過した場合に追加で配置する基準人員については、「サービス提供時間帯を通じて配置」が必要です。

<パターン3-1> 基準3人目について、1人で「営業時間配置」の要件を満たす場合(超過無し)

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
常勤(又は非常勤)B	2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
常勤(又は非常勤)C	3人目				■	■	■	■		4H勤務

<パターン3-2> 基準3人目について、1人で「営業時間配置」の要件を満たす場合(超過あり)

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
常勤(又は非常勤)B	2人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務
常勤(又は非常勤)C	3人目	■	■	■	■	■	■	■	■	8H勤務

どちらのパターンでも可



## POINT 人員基準上求められる配置時間を超えて勤務している時間の取り扱いについて

人員基準上求められる員数(頭数)に対して、実際に配置している員数(頭数)の方が上回っている場合(加配できている)についてのみ、人員基準上求められる配置時間を超えて勤務している時間数を各種加配加算の算定可能時間として算定可能。

なお、パターン3-2について、基準3人目のCははサービス提供時間を超えて勤務していますが、

このサービス提供時間を超過した実働時間分(11時~14時、18時~19時の計4時間)については、各種加配加算の算定可能時間として算定できない。

これは、基準2人目の取り扱いと異なるので、要注意。  
なお、考え方については、左記のとおり。

\*主として重症心身障がい児以外を通わせる放課後等デイサービス事業所 定員10人  
営業時間11時~19時 サービス提供時間14時~18時の場合 ※休憩時間については、省略しています。



# 1. 基準の人員配置について

基準3人目に相当する複数人の実働時間の合計が「サービス提供時間を通じて配置」する場合に求められる実働時間を超えている場合、超過した実働時間分は、児童指導員等加配加算や専門的支援加算等の各種加配加算の加配加算算定可能時間としてカウントできます。

<パターン4-1> 基準3人目について、複数人で「営業時間配置」の要件を満たす場合(超過なし)

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目									8H勤務
常勤(又は非常勤)B	2人目									8H勤務
非常勤C	3人目									2H勤務
非常勤D	4人目									2H勤務

<パターン4-2> 基準3人目について、複数人で「営業時間配置」の要件を満たす場合(超過あり)

勤務形態	基準人員	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
常勤A	1人目									8H勤務
常勤(又は非常勤)B	2人目									8H勤務
非常勤C	3人目									3H勤務
非常勤D	4人目									3H勤務

パターン4-2の場合、

基準3人目に相当する複数人の実働時間の合計 - 「サービス提供時間を通じて配置」する場合に求められる実働時間  
 (6H) (4H)

= 各種加配算定可能時間に算定できる時間数(2H)

※なお、このとき複数人の職種がそれぞれ違う場合は、その内、最も報酬単価が高い職種の加配算定可能時間と判断します。

\*主として重症心身障がい児以外を通わせる放課後等デイサービス事業所 定員10人  
 営業時間11時~19時 サービス提供時間14時~18時の場合 ※休憩時間については、省略しています。

## POINT

### 基準3人目について

複数名で基準3人目の要件を満たす場合は、基準2人目と同様に必ずサービス提供時間を網羅するように配置しなければならない。

# 1. 基準の人員配置について

「1人以上は常勤」とは、ひと月を通じて基準人員として配置する児童指導員又は保育士のうち、1名以上が常勤であることを指します。

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績								
					第1週							第2週	
					1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火
児童指導員	児童	常勤	専従	A	8	8	8	8	8			8	有給
保育士	専門	非常勤	専従	B	8	4				8	8	8	8
児童指導員	児童	非常勤	専従	C		4		8		8	4		4
保育士	専門	非常勤	専従	D			8		8		4		4
利用者数					10	10	11	10	10	10	10	10	10
常勤人員配置実績数					1	1	1	1	1	0	0	1	0
人員基準可否					○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 厚生労働省Q&A(令和5年3月3日) 問1 (答)

指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまで定めていない。

一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて、2名以上置く必要がある。

よって、労働基準法等の関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要まではない。



**POINT** 常勤職員を毎日配置することまでは求めている。

週40時間勤務する常勤職員であり、1日あたりの勤務時間が8時間であった場合

左図のように、当該常勤職員は労働基準法上、週に5日勤務が限度であるため、土日は休みになっています。

このような常勤職員の公休日について、代替りの常勤を配置する必要はありません。(非常勤を2名配置で可)

また、同様に9日(火)のように、常勤職員が有給を取得する場合も、同様に代替りの常勤を配置する必要はありません。(非常勤を2名配置で可)

## 2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

※①～④:事業所における通常の勤務時間が1日当たり8時間(週40時間)と定められている事業所において従事する者の例

用語の定義と 4つの勤務形態の例		専従 (専ら従事する・専ら提供に当たる)	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	① 常勤かつ専従 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	②常勤かつ兼務 1日あたり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	①非常勤かつ専従 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	④非常勤かつ兼務 1日あたり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

### (1)「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」とは・・・

当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となる。従業者が10人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、児童福祉法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要がある。

労働基準法上、1週間に勤務すべき時間数の下限はないが、児童福祉法上の定義に従い、32時間未満で定めた場合は「非常勤」という扱いになる。



#### POINT 常勤・非常勤の考え方において、よくある間違い

雇用契約上の正規職員とパート職員の違いではなく、勤務時間によって、常勤・非常勤が決まる点に注意すること。

## 2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

### (2)短時間勤務制度について

以下の措置を「講じられている」者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

#### ◆ 母性健康管理措置

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第13条第1項に規定する措置)

#### ◆ 育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置

(育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置)



#### POINT ここでいう「講じられている」とは・・・

短時間勤務制度が就業規則等に規定される等、制度化されている状態になっていることを指します。運用で行われているだけでは不十分です。

### (3)時間外労働について

市に届け出する勤務形態一覧表(いわゆるシフト表)の、1人あたりの月の勤務延べ時間数の限度は、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」までです。(通所基準 総則 用語の定義「勤務延べ時間数」より)

つまり、所定時間外労働や法定時間外労働を前提とした勤務体制は認められません。

なお、上記の考え方は、法人代表についても適用されますので、法人代表だからという理由で、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」を超えた勤務延べ時間数を設定することはできません。

## 2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

### (4) 常勤かつ兼務について

常勤の要件判定は、「当該事業所における勤務時間」で考えることから、**複数の事業所間での兼務は、常勤ではなく非常勤とし、時間を分けてそれぞれの事業所における勤務形態一覧表を設定するものとする。**

【例】同一法人内の放課後等デイサービス事業所Aと放課後等デイサービス事業所Bの児童指導員として、それぞれ月80時間ずつ従事する者は、双方の事業所において「非常勤」として扱う。

複数の職種を兼務している場合でも、兼務している業務の合計の勤務時間数が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していた場合、例外的に常勤兼務として認められる兼務の組み合わせは次のとおり

#### POINT 直接支援員を兼務する場合の記入例

職種	勤務形態		氏名	兼務先及び兼務する職務の内容	第1週							
	常勤又は非常勤	専従又は兼務			1	2	3	4	5	6	7	
					月	火	水	木	金	土	日	
管理者	常勤	兼務	A	児童指導員	4	4	4	4	4			
児童指導員	常勤	兼務	A	管理者	4	4	4	4	4			

直接支援員を兼務する場合は、その兼務の状況に関わらず、以下のように、1日の勤務時間の半分ずつをそれぞれの職種の勤務時間として算定する。

児童発達支援	(同一事業所の) ■ 管理者×児発管 ■ 管理者×直接支援員
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	(同一事業所の) ■ 管理者×訪問支援員 ■ 児発管×訪問支援員
居宅訪問型児童発達支援	
障がい児相談支援	(同一事業所の) ■ 管理者×相談支援専門員
多機能型事業所 児発×放デイ 放デイ×保育所等訪問支援 等	(複数事業所の) ■ A事業管理者(又は児発管)×B事業管理者(又は児発管) ■ A事業管理者×A事業児発管×B事業管理者(又は児発管) ■ A事業管理者×A事業児発管×B事業管理者×B事業児発管

### 3. 児童指導員任用資格要件について

児童指導員の資格については、福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下、同条例)第58条各号(下記参照)に該当する者としています。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要件	必要書類
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証明書の写し等
2	社会福祉士の資格を有する者	資格者証の写し
3	精神保健福祉士の資格を有する者	資格者証の写し
4	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等 (学科等の履修が確認できるもの)
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	大学院への入学が認められた証明書類(学科履修が確認できるもの)
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等 (研究科等の履修が確認できるもの)
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書の写し等 (学科等の履修が確認できるもの)
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	・実務経験証明書 (2年以上かつ従事日数360日以上) ・卒業証証明書の写し等
9	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの (※養護教諭・栄養教諭を除く)	教員免許の写し
10	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	・実務経験証明書 (3年以上かつ従事日数540日以上) ・卒業証明書の写し等

※上記の提出書類は、あくまで資格要件を確認するための必要書類であり、実際の届出にあたっては、経歴書、勤務形態一覧表等の提出が必要となります。

### 3. 児童指導員任用資格要件について

同条例第58条第8号及び10号の運用にあたって、「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業としています。

#### 第1種社会福祉事業

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

#### 第2種社会福祉事業

- ・ 障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

#### 問い合わせの多い事業

施設種別又は事業名	根拠法上の事業名	可否	備考
留守家庭子ども会 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業	○	
民間学童保育	放課後児童健全育成事業	○	
放課後等支援事業	地域生活支援事業	×	
事業所内保育事業	家庭的保育事業	×	児童発達支援管理責任者の実務経験には含まれる。
認可外保育所	保育所	×	
一時預かり事業	一時預かり事業	×	市に事業実施に係る届け出をしている場合は可



#### POINT

事業の実施に認可が求められる事業の場合、勤務していた施設が認可を受けていない場合(いわゆる認可外)は非該当となります。

また、事業の実施に届出が求められる事業の場合、勤務していた施設が届出していない場合は非該当となります。

### 3. 児童指導員任用資格要件について

各児童福祉事業の事業概要は以下のとおり。

	事業名	事業概要
1	乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
2	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
3	児童養護施設	保護者のいない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
4	障がい児入所施設	障がい児を家庭では養育できないとき、入所させて保護し、必要な支援を行う施設
5	情緒障害児短期治療施設 (児童心理治療施設)	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
6	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
7	障がい児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行う事業
8	障がい児相談支援事業	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行う支援
9	児童自立支援援助施設 (自立援助ホーム)	児童自立生活援助の実施に係る義務教育修了児童等につき住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(学童保育)	小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
11	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、又は里親その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業



### 3. 児童指導員任用資格要件について

各児童福祉事業の事業概要は以下のとおり。

	事業名	事業概要
12	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
13	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業
14	地域子育て支援拠点事業	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
15	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ※市に届出していない場合は、対象外
16	小規模住居型児童養育事業	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業
17	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入院し、助産を受けることができる施設
18	保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設 ※認可外の場合は、対象外
19	児童厚生施設	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
20	児童家庭センターを運営する事業	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
21	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

### 3. 児童指導員任用資格要件について

同条例第58条第8号及び10号の運用にあたって、「児童福祉事業に従事したもの」とは、「児童福祉事業」において障がい児等への直接支援又は相談支援に関わる職員として、実際に当該業務に従事した者としてします。

#### 直接支援

- 児童の入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
- 児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務
- 児童に対するその他職業訓練又は職業教育に係る業務

#### 相談支援

- 児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
- ※児童発達支援管理責任者の業務内容については、基本的には相談支援に含まれると考えます。ただし、一律に直接支援の側面があることを否定するものではありません。(児童発達支援管理責任者の業務内容を直接支援に従事していたものとして実務経験証明書が提出された場合に、その証明書を不可とするものではありません。)



#### POINT 「児童福祉事業に従事したもの」に該当しない例

##### 事務や送迎業務のみに従事していた者

一の事業所に在籍していた期間の内、事務や送迎にのみ従事していた期間が含まれる場合は、当該期間を除いた期間において、年数要件及び日数要件の可否を判断します。

## 4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について

主として重症心身障害児を受け入れする事業所は、機能訓練を行う時間帯のみ機能訓練担当職員を配置する必要があります。

下記の厚生労働省Q&Aの考え方を基に、「機能訓練を行う時間帯」とは、事業所の機能訓練担当職員の配置の都合により決めるものではなく、全ての利用児童に必要な機能訓練を把握したうえで、それを実施するために必要な配置日数及び勤務時間数と解釈します。

なお、児童指導員等加配加算や専門的支援加算等の各種加配加算の算定可否の審査においても上記の勤務日数及び勤務時間を基準に判断します。

【厚生労働省Q&A】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日)

問114（機能訓練担当職員の配置）	
問	児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。
答	重症心身障がい児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障がい児がないことは想定されない。なお、障がい児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障がい児の通所支援計画が作成されないようにすること。

# 4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について

ここでいう「全ての利用児童のニーズに応じた機能訓練を実施できる配置日数及び勤務時間数」とは・・・

(参考様式22-2)「管理者・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 別紙」において算出した配置日数及び勤務時間数を指します。

(参考様式22-2)管理者・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 別紙 (令和4年12月) 分 提出日 R4.11.15

(主たる対象を重症心身がい児とする事業所のみ提出が必要)

事業所名	放課後等デイサービス ○○
書類作成担当者名	福岡 太郎
書類作成担当者連絡先	092-000-0000

利用定員	5	名	1日に児童1名に対する機能訓練に要する時間	40	分
当該事業所の機能訓練担当職員の基準となる配置日数(月)	24	日	1週あたり	6	日
当該事業所の機能訓練担当職員の基準となる時間数(月)	43	H	1日あたり	1.8	H

※上記の基準となる配置日数(月)及び基準となる時間数(月)以上に機能訓練担当職員を配置すること。

↓当該事業所における全ての重症心身障がい児氏名とその児童に対して必要な機能訓練頻度を基に下記の表を入力してください。

項番	受給者証番号	児童名 (半角カ)	第1週							第2週							第3週							第4週							回数 (月)	時間数 (月)	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
1	220*****	フカカ タウ	○				○			○				○			○			○			○			○			○			8	320
2	220*****	フカカ ハコ		○						○						○				○				○							4	160	
3	220*****	テンジン タウ	○				○			○				○			○			○			○			○			○			8	320
4	220*****	テンジン ハコ					○	○					○	○					○	○					○	○					8	320	
5	220*****	フカカ 仔ウ						○						○						○					○						4	160	
6	220*****	フカカ ジウ			○	○					○	○					○	○				○	○				○	○				8	320
7	220*****	フカカ サウ		○			○			○			○			○			○			○			○			○				8	320
8	220*****	フカカ シウ	○		○				○		○				○		○			○		○			○		○					8	320
9	220*****	フカカ コウ			○	○					○	○					○	○					○	○				○	○			8	320
合計																											64	2560					
機能訓練対象児童(日)			3	2	3	2	4	2	0	3	2	3	2	4	2	0	3	2	3	2	4	2	0	3	2	3	2	4	2	0	64	○	
機能訓練に要する時間(日)			120	80	120	80	160	80	0	120	80	120	80	160	80	0	120	80	120	80	160	80	0	120	80	120	80	160	80	0	2560	○	

※横子エツハ

左記の例の場合、機能訓練担当職員は4週の内、24日以上配置かつ43時間以上の勤務が必要です。  
勤務実績がこれらを下回っている場合、人員欠如と判断します。

## 5.資格者証と登録年月日

人員基準・各種加算要件上において、有資格者の配置が必要となりますが、その資格に基づく業務に従事するためには、対象の試験に合格するだけでなく、その後の登録手続きを必要とします。

従業員の雇用にあたっては、必ず資格者証の登録年月日を確認してください。

○主な有資格者の資格を証明する書類や当該職種における従事開始可能日等

資格名称	資格を証明するもの	当該資格者として業務に従事することが可能となる日
保育士	原則 保育士証 その他、登録年月日が分かる書類 (保母)資格証明書は不可	資格登録日以降
理学療法士	原則 理学療法士免許証 その他、登録年月日が分かる書類	
作業療法士	原則 作業療法士免許証 その他、登録年月日が分かる書類	
言語聴覚士	原則 言語聴覚士免許証 その他、登録年月日が分かる書類	
看護職員	原則 保健師・助産師・看護師・准看護師免許証のいずれか その他、登録年月日が分かる書類	

合格通知では登録年月日がわからないため不可



**POINT** 例えば保育士の場合、以下のとおり規定されています。

○児童福祉法第18条の4

この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

○児童福祉法第18条の23

保育士でない者(保育士登録をしていない者)が、保育士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

以上のことにより登録日以降の配置を認めることとします。

なお、上記の保育士以外の資格についても、登録制度が適用されています。

## 6. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

基準の人員配置に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に、その職種に応じて加算を算定。

### 【児童指導員等加配加算】

加算	対象職種
理学療法士等(専門職員)	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員
理学療法士等(保育士)	・保育士
児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員【※P7参照】</li> <li>・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者</li> <li>① 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)</li> <li>② 重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程の修了に限る)</li> <li>③ 行動援護従事者養成研修</li> </ul>
その他の従業者	・障がい福祉サービス経験者・看護職員・その他の従業者

### 【専門的支援加算】

加算	対象職種
理学療法士等(専門職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 心理指導担当職員</li> <li>・5年以上児童福祉事業に従事した保育士(児童発達支援の場合のみ)</li> </ul>
児童指導員 (児童発達支援のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員【※P7参照】</li> <li>・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者</li> <li>① 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)</li> <li>② 重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程の修了に限る)</li> <li>③ 行動援護従事者養成研修</li> </ul> <p>上記のいずれかに該当しており、かつ5年以上児童福祉事業に従事している場合</p>



### POINT

児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了している者は、加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

## 6. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績				
					第1週				
		常勤又は非常勤	専従又は兼務		1月	2火	3水	4木	5金
児童指導員	児童	常勤	専従	A	8	8	8	8	8
保育士	専門	常勤	専従	B	8	8	8	8	公休
保育士	専門	非常勤	専従	C	8	8	8		8
児童指導員	児童	非常勤	専従	D			8		8
指導員	その他	非常勤	専従	E				8	8
保育士	専門	非常勤	専従	F					

○ ○ ○ × ○

利用者数	9	11	11	11	11
基準人員必要数	2	3	3	3	3
基準人員配置実績数	2	3	3	2	3
常勤人員配置実績数	2	2	2	2	1
児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	8	0	8	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	0	0	0	0	8



### POINT

児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了している者は、加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

日	人員基準	解説
1日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C(専門)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間(専門職)として、8時間計上が可能。
2日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
3日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、保育士C(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、8時間が計上可能。
4日	×	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員配置実績数が2名のため、この日は、人員基準を満たしていない。 ※指導員は基準人員に含めることはできない。
5日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、指導員E(その他)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者として)8時間計上が可能。 ※指導員は基準人員に含めることができないため、この日の場合は指導員E以外の勤務時間を加配加算算定可能時間数に計上することができない。

## 6. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績		
					第1週		第2週
					6	7	8
児童指導員	児童	常勤	専従	A	公休	公休	8
保育士	専門	常勤	専従	B	8	公休	公休
保育士	専門	非常勤	専従	C	8	8	4
児童指導員	児童	非常勤	専従	D	8	8	4
指導員	その他	非常勤	専従	E	8	8	
保育士	専門	非常勤	専従	F			
理学療法士	専門	常勤	専従	G			

○ ○ ○

利用者数	9	9	9
基準人員必要数	2	2	2
基準人員配置実績数	2	2	2
常勤人員配置実績数	1	0	1
児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	8	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	8	8	0



### POINT

児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了している者は、加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

日	人員基準	解説
6日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C(専門職)と指導員E(その他従業者)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)及び児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、それぞれ8時間が計上可能。
7日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 常勤人員配置実績数が0人であるが、常勤職員の児童指導員Aと保育士Bの公休日であるため、代わりの常勤を配置する必要はない。 基準人員必要数に加え、指導員E(その他)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者として)8時間計上が可能。 ※指導員は基準人員に含めることができないため、この日の場合は指導員E以外の勤務時間を加配加算算定可能時間数に計上することができない。
8日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。



## 6. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績		
					第2週		
					9	10	11
		常勤又は非常勤	専従又は兼務		火	水	木
児童指導員	児童	常勤	専従	A		8	
保育士	専門	常勤	専従	B	8		8
保育士	専門	非常勤	専従	C	4	4	6
児童指導員	児童	非常勤	専従	D	4	4	6
指導員	その他	非常勤	専従	E		4	
保育士	専門	非常勤	専従	F	4	4	4
理学療法士	専門	常勤	専従	G			

○ ○ ○

利用者数	9	11	9
基準人員必要数	2	3	2
基準人員配置実績数	2	3	2
常勤人員配置実績数	1	1	1
児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	4	0	8
児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	0	4	0



### POINT

児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了している者は、加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

日	人員基準	解説
9日	○	<p>この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。</p> <p>基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。</p>
10日	○	<p>この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。</p> <p>また、定員を超過した場合に更に配置が必要となる基準3人目は、サービス提供時間を通じて配置する必要があるため保育士Fを基準3人目とカウントします。</p> <p>基準人員必要数に加え、指導員E(その他従業者)を配置しているため、配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、4時間が計上可能。</p>
11日	○	<p>この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(6H+6H=12H)とカウントします。</p> <p>なお、このとき、保育士C及び児童指導員Dの実働時間の合計(12H)が営業時間を通じて配置する場合に求められる実働時間(8H)を超過した実働時間分(4H)は児童指導員等加配算定可能時間数(専門職)として計上可能。</p> <p>・基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。</p> <p>上記の児童指導員等加配算定可能時間を合計して児童指導員等加配算定可能時間(専門職)として計8時間が計上可能。</p>

## 6. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績		
					第2週		
		常勤又は非常勤	専従又は兼務		12 金	13 土	14 日
児童指導員	児童	常勤	専従	A	8	8	8
保育士	専門	常勤	専従	B	8	有給	8
保育士	専門	非常勤	専従	C			有給
児童指導員	児童	非常勤	専従	D			
指導員	その他	非常勤	専従	E			
保育士	専門	非常勤	専従	F			
理学療法士	専門	常勤	専従	G	有給	8	

○ ○ ○

利用者数	9	9	9
基準人員必要数	2	2	2
基準人員配置実績数	2	2	2
常勤人員配置実績数	2	2	2
児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	8	8	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	0	0	0



### POINT

児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了している者は、加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

日	人員基準	解説
12日	○	<p>この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。</p> <p>基準人員必要数に加え、理学療法士Gを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準人員必要数に加え、理学療法士G(専門職)を配置したものとみなし、児童指導員等加配加算算定可能時間(専門職)として、8時間が計上可能。</p> <p>※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、理学療法士Gの有給に加え、児童指導員Aもしくは保育士Bのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。</p>
13日	○	<p>この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。</p> <p>基準人員必要数に加え、保育士Bを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準2人目として保育士B(専門職)を配置したものとみなす。</p> <p>基準人員必要数に加え、理学療法士G(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、8時間が計上可能。児童指導員等加配加算算定可能時間(専門職)として、8時間が計上可能。</p> <p>※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、保育士Bの有給に加え、児童指導員Aもしくは理学療法士Gのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。</p>
14日	○	<p>この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。</p> <p>基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。</p> <p>※非常勤職員の有給は配置したものとみなすことができない。</p>

## 7. 福祉専門職配置等加算について

### (1)算定要件

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、以下の条件に応じて加算

#### 加算区分(Ⅰ)・(Ⅱ)

児童指導員等の資格保有率を高め、質の向上を図っていることに対する評価

- ・常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が**35%(25%)**以上雇用されている事業所

#### 加算区分(Ⅲ)

常勤職員又は経験豊富な人材の割合を高め、質の向上を図っていることに対する評価

- ・児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が**75%以上**又は勤続3年以上の常勤職員が**30%以上**の事業所



### POINT 対象職種について

福祉専門職配置等加算は加算区分毎に対象となる職種がそれぞれ異なります。

#### 加算区分(Ⅰ)・(Ⅱ)における児童指導員等とは

- ・児童指導員、共生型児童発達支援(放課後等デイサービス)従業者、指定発達支援医療機関の職員を指します。
- ・保育士・機能訓練担当職員・看護職員・指導員等が含まれていないため、例えば保育士のみを配置している事業所の場合、福祉専門職配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定できません。

#### 加算区分(Ⅲ)における児童指導員等とは

- ・児童指導員、保育士、共生型児童発達支援(放課後等デイサービス)従業者、指定発達支援医療機関の職員を指します。
- ・保育士は含まれますが、機能訓練担当職員・看護職員・指導員等が含まれていません。

## 7. 福祉専門職配置等加算について

### (2) 計算方法

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、以下の条件に応じて加算

#### 加算区分Ⅰ・Ⅱの場合

※実際の人数(いわゆる頭数)を用いて計算

- ・事業所全体の常勤の児童指導員等の内、有資格者(社会福祉士等)の割合を算出する計算方法
- ・常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員等の内、有資格者(社会福祉士等)の人数(分子)
- ・常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員等の総数(分母)

#### 加算区分Ⅲの①【常勤要件】の場合

※常勤換算方法により算出された従業者数を用いて計算

- ・事業所全体の児童指導員又は保育士等の内、常勤職員の割合を算出する計算方法
- ・「常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の合計勤務時間数(分子)」
- ・「直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の合計勤務時間数(分母)」

#### 加算区分Ⅲの②【勤続年数要件】の場合

※実際の人数(いわゆる頭数)を用いて計算

- ・事業所全体の常勤の児童指導員又は保育士等の内、勤続3年以上の職員の割合を算出する計算方法
- ・「常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士等の内、勤続3年以上の職員の人数(分子)」
- ・「常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士の総数(分母)」

# 7. 福祉専門職配置等加算について

## (3) 配置例

以下の配置の場合、加算区分(Ⅰ)及び加算区分(Ⅲ)【勤続年数要件】の算定要件を満たします。

(参考様式22)

管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

職種	勤務形態		氏名	兼務先及び兼務する職務の内容	基準人員可否(勤入力)	加配対象者	強度行動障害研修修了者	福祉専門職配置等加算対象者	4週間の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
	常勤又は非常勤	専従又は兼務									
児童指導員	常勤	専従	A		基準			社会福祉士	60	40.0	1.0
児童指導員	常勤	専従	B		基準				60	40.0	1.0
児童指導員	常勤	専従	C		基準			常勤かつ3年以上	60	40.0	1.0
保育士	常勤	専従	D		基準			常勤かつ3年以上	60	40.0	1.0
理学療法士	常勤	専従	E		基準				160	40.0	1.0
児童指導員	非常勤	専従	F		基準				100	25.0	0.6
保育士	非常勤	専従	G		基準				60	15.0	0.4
児童指導員	非常勤	専従	H		基準				60	15.0	0.4
直接支援職員常勤換算数										0.4	
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数										40	時間

(別紙4)

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

1 事業所・施設の名称		年 月 日		
2 加算区分	1 新規	2 変更	3 終了	
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	※有資格者35%以上		
	2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	※有資格者25%以上		
	3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上		
4 社会福祉士等の状況	① 児童指導員等の総数(常勤)	3人	(Ⅰ)は×	有 無
	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	1人	33% (Ⅱ)は○	
5 常勤職員の状況	① 児童指導員等の総数(常勤換算)	5.4人	74%	有 無
	② ①のうち常勤の者の数	4.0人	常勤要件は×	
6 勤続年数の状況	① 児童指導員等の総数(常勤)	4人	50%	有 無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	2人	勤続年数要件は○	



### POINT 対象職種について

福祉専門職配置等加算は加算区分毎に対象となる職種がそれぞれ異なります。

## 8. Q&A

### 【Q1】運営規程に定める営業時間とは何を指すのか。

【A1】運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって(中略)なお、「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうもの(以下略)

(平成27年度障がい福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問71(平成27年3月31日))

### 【Q2】放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

【A2】具体的には以下のことを指す。

学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)

学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

(平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A 問69(平成26年4月9日))

<通信制高校における休業日について>

通信制高等学校単体の場合:学則において定める休業日(定めがない場合は公立学校に準ずる)

本校に併設する通信制課程の場合:本校の学則において定める休業日

### 【Q3】事業所の中に、休業日に利用している障がい児と授業終了後に利用している障がい児がいる場合、報酬はどうか。

【A3】個々の障がい児の利用実態に応じて、授業終了後(休業日ではない)又は休業日の報酬を算定する。

なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問88(平成24年3月30日))

## 8. Q&A

**【Q4】訪問教育を受けている障がい児の場合、放課後等デイサービスの対象となるのか。対象となる場合、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合、報酬はどうなるのか。**

【A4】訪問教育については、就学児扱いとなるので、放課後等デイサービスの対象となり、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合は、「休業日」として取扱う。

なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではないが、休業日には、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、報酬上評価していることから、休業日に応じた必要なサービス提供時間を確保されたい。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問92(平成24年3月30日))

**【Q5】児童指導員、保育士等の職員が、有給消化により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。**

【A5】※有給と児童指導員等加配加算に関する考え方はP10のとおり

非常勤職員が有給消化により出勤していない場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも出勤していないその日に埋め合わせる必要はなく、ほかの日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が有給消化により出勤していない場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

ただし、これはあくまで常勤の職員が有給休暇を取得しても、非常勤になるわけではないということであり、仮に常勤の職員が1名出勤しない場合は、実際の支援体制としては、代替りの人員を配置する等して、基準の人員配置を遵守する必要がある。

なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、常勤職員の配置が必要となるが、常勤職員が有給消化で出勤していない場合は、当該常勤要件は満たすものと考え、非常勤職員のみでの配置でも問題ない。

(参考:障害福祉サービスに係るQ&A VOL.2(平成19年12月19日))

**【Q6】利用者が1人もいない場合の、基準の人員を配置する必要はあるか。**

【A6】運営規程で定めている営業時間中は、利用者の有無に関わらず、基準の人員を配置しなければならない。

## 8. Q&A

### 【Q7】児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員に係る業務について第三者への委託は可能か。

【A7】原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。  
本市において、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務は「送迎のみを行う送迎員や事務員」と解釈しておりますので、児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員に係る業務について第三者への委託は不可。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第38条)

### 【Q8】児童発達支援管理責任者や児童指導員・保育士等の直接支援員は派遣社員でもよいか。

【A8】当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であれば問題はないため、派遣社員でもよい。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第38条)

### 【Q9】強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)・重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程の修了に限る)・行動援護従事者養成研修受講者は児童指導員にあたるか。

【A9】あたらない。

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)・重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程の修了に限る)・行動援護従事者養成研修受講者は、児童指導員等加配加算における児童指導員等にはあてはまるが、基準人員における児童指導員には含まれない。

### 【Q10】児童指導員について、特別支援学校卒業者も対象となるか。

【A10】  
児童指導員要件⑧「3. 通常の課程により十二年の学校教育を修了した者」に該当するため対象となる

I-1②にある「通常の課程による12年の学校教育を修了した者」とは、具体的にどういった方が含まれるのか。

⇒現行法上は、特別支援学校の高等部を修了した方及び高等専門学校第3年次を修了した方がこれに該当します。

(大学入学資格ガイドP22 文部科学省高等教育局大学振興課発行)



## 8. Q&A

### 【Q11】教員免許について、更新されていない場合は、児童指導員任用資格の喪失となるか。

【A11】児童指導員任用資格要件については、教員免許の資格が有効であるかどうかを問われており、教員免許は更新していなくても失効しないため、児童指導員任用資格の喪失とはならない。

教員免許を必要としない職でお勤めの方(教員としてお勤めでない方)につきましては、修了確認期限の2か月前までに修了確認申請を行わなかった場合でも、免許状が失効することはありません。ただし、修了確認期限経過後に教職に就かれる場合は、その時まで30時間以上の免許状更新講習を受講し、免許管理者(住所地の都道府県教育委員会)から、各講習を履修した日が免許管理者への申請の時点から直近の2年2か月の期間内であることの確認を受ければ、教職に就くことができます。

(参照:文科省「教員免許更新制について」)

令和4年7月1日から教員免許更新制の解消に伴い、令和4年7月1日時点で有効期限を超過した教員免許状は失効又は休眠するとの取り扱いが示されたため、本QAは廃止とします。

※なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能とのことですが、詳細については、都道府県教育委員会にご確認ください。当課への問い合わせはご遠慮ください。

(文部科学省 ホームページ『教員免許更新制』 URL [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/) )

### 【Q12】保母資格証明書から保育士証への切り替えをしていないが、保育士として配置が可能か。

【A12】不可。

児童福祉法の改正前は、保育士(保母)資格証明書を持っていれば、保育士として児童福祉施設で働くことができたが、平成15年に改正されてからは、保育士となる資格を証明する書類(保育士(保母)資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士試験合格通知書等)だけを持っていても、「保育士」として働くことができなくなった。

「保育士」として働くには、その業務に就く前に、都道府県知事に対して登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要になった。保育士証の交付を受けてはじめて、保育士として働くことができる。

### 【Q13】児童発達支援管理責任者の実務経験について、社会福祉主事任用資格の取得後に、改めて5年の実務経験が必要か。

【A13】社会福祉主事任用資格者等の場合、資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(上記は、相談支援専門員における考え方として示されていたが、児童発達支援管理責任者にも同じ考え方を適用する)

## 8. Q&A

**【Q14】児童発達支援管理責任者欠如減算の対象となる事業所は児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定ができるのか。**

【A14】算定不可。

いずれも「放課後等デイサービス(児童発達支援)給付費の算定に必要とする員数に加え、…」とあり、基準の人員配置を前提とした加算であるため、算定不可。

**【Q15】看護職員を基準の児童指導員及び保育士の員数に含めることは可能か。**

【A15】医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上することが可能である。

ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬は、基準の児童指導員等の配置とは別に、看護職員の雇用を可能とする報酬を設定しているため、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を基準の児童指導員等として計上することはできない。

また、基準の児童指導員等の員数に看護職員を加える場合であっても、半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある点に留意すること(※)。

(例)定員10人の場合、基準の児童指導員等は2名必要。このうち、半数(1人)までは看護職員にできるが、もう1人は児童指導員又は保育士であることが必要となる。

(※)言語聴覚士を多数配置する必要がある主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては、この取扱いの対象外となる。

(医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(児童発達支援・放課後等デイサービス))

**【Q16】台風で事業所を休所したが、欠席時対応加算は算定可能か。**

【A16】欠席時対応加算の要件となっている急病等には台風等の自然災害の場合も含まれますが、台風襲来に伴い、あらかじめ施設を開かないこと(障がい福祉サービスの提供を中止すること)を決定・連絡していた場合は加算の対象となりません。

また、台風が接近しているが当日の上陸の有無や規模が不明確であった場合でも、施設において受け入れ体制を整えていない(①施設が開いていない。②職員が通常どおり出勤していない。)場合や、電話等により当該利用者の状況を確認しても当該相談援助の内容を記録していない場合は加算の対象とはなりません。

**【Q17】学校から事業所へ送迎を行い、事業所に到着してすぐに体調不良等で帰った児童に対して欠席時対応加算Ⅱを算定した。送迎加算についても算定可能か。**

【A17】算定不可。

請求システム上、基本報酬が算定されていない場合は、送迎加算は算定できない。

## 8. Q&A

### 【Q18】延長支援加算の算定要件如何。

【A18】運営規程の営業時間(事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含まない。以下同じ。)が8時間以上であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定できる。  
児童の利用時間が8時間未満であっても、運営規程で定めている営業時間帯を超えて、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象となる。

例：営業時間が9時から17時までの事業所の場合

- ・ 8時から12時まで支援を提供した場合の延長時間は8時から9時までの1時間。
- ・ 8時30分から17時30分まで支援を提供した場合の1日の延長時間は朝30分と夕方30分を合算し1時間となり、1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではない。

また、延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者(直接支援職員に限る。)を1名以上配置することが必要である。

なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図られたい。

(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問103)

【Q19】営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。  
指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外)において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

【A19】指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。

一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。

よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要ではない。